

滋賀県よろず支援拠点伴走支援事業 実施要領

(事業の目的)

第1条 本事業は、滋賀県よろず支援拠点(以下「甲」という)が、県内中小企業者の経営力向上のため、課題設定から課題解決の取組みまでの伴走支援を行うとともに、本事業終了後も継続して事業者が成長するため、組織全体の経営力の底上げにつながる自発的な課題解決の取組みを目指すことを目的とする。

(支援対象者)

第2条 滋賀県内に事業所を有する下記(1)~(6)のすべてを満たしていること。

- (1)中小企業基本法の「中小企業」に該当する法人であること。
- (2)コンプライアンスを実践していること。
- (3)甲と信頼関係を構築し、継続的に課題解決に向けて取り組む意思があること。
- (4)成長のポテンシャル(強み)があること。
- (5)経営者を取り巻く体制が充実していること。
- (6)甲からの支援(継続含む)を受けるにあたり適切と判断できること。

(申請方法)

第3条 申請者は、「滋賀県よろず支援拠点伴走支援事業 申請書」(様式第1号)に必要な事項を記入し、甲に提出する。

- 2 前年度に引き続き支援を希望する申請者は、「滋賀県よろず支援拠点伴走支援事業 継続支援申請書」(様式第2号)に必要な事項を記入し、甲に提出する。

(事業の採択・通知)

第4条 事業の採択は、別に定める選定委員会において、申請書の内容に基づき、採択の可否を判定し(条件等ある場合は付して)申請者へ通知する。

なお、採択件数については、予算の定める範囲とする。

- 2 採択の決定を受けた者(以下「乙」という)は、通知を受け取った日から速やかに、採択決定の内容またはこれに付された条件を確認のうえ、支援申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(支援内容)

第5条 甲は、乙に対して次の支援を実施する。

- (1)甲は伴走支援チーム(以下「支援チーム」という)を組織し、乙の課題解決へ向けた専任の相談員として対応する。
- (2)支援チームは、乙のありたい姿、成長ビジョン等の実現にあたっての本質的な課題、当面の課題などについて言語化し、その認識を中小企業者と共有する。
- (3)乙の目指す姿を達成するための支援計画書の作成支援。

- (4) 作成した支援計画書の指標達成へ向けた定性目標の設定支援。
- (5) 乙の取組みに必要な各種伴走支援の提供。
- (6) その他必要と認められるもの。

(支援期間)

第6条 乙に供する前条(1)～(6)の支援期間は、第5条2項に記載する支援申請書を甲が受理した日から令和6年2月29日までとする。

(申請の取下げ)

第7条 乙は、採択決定の内容またはこれに付された条件に不服があり支援の申請を取り下げようとするときは、採択決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した申請取下げ書(様式第4号)を甲に提出しなければならない。

(計画変更・中止等の承認)

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ計画変更・中止申請書(様式第5号)を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 採択の全部若しくは一部を変更または中止しようとする場合。
- (2) その他甲が必要と認める場合。

(遂行状況の報告等)

第9条 甲は必要に応じて乙から事業の進捗状況について報告を求め、または調査することができる。

- 2 甲は、乙より提出のあった報告書等により、その事業が支援決定の内容に従って遂行されていないと認められるときは、乙に対し、適正な事業執行を指示することができる。
- 3 甲は、乙が前項の指示に従わないときは、乙に対し当該支援事業の一時停止または停止を指示することができる。

(実績報告書)

第10条 乙は、採択を受けた支援期間が終了したとき(採択事業の変更または中止の承認を受けたときを含む。)は、終了の日から起算して10日以内に実績報告書(様式第6号)を甲に提出しなければならない。

(採択事業の公開)

第11条 甲は、本事業について、必要があると認められるときは、その事業の情報(乙の名称、事業の概要等)を公開することができる。

(成果発表等)

第12条 甲は、本事業により行った成果について、乙に対し、成果について発表させることができる。

(補 則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要事項については別に定めるものとする。

付 則

この要領は令和4年6月1日から施行する。

この要領は令和5年6月20日から施行する。